

ごみ広報

津別町・津別町環境衛生推進協議会

問い合わせ先 住民企画課 住民環境係 12番窓口 ☎77-8377



ペットの飼育マナーを再確認しましょう

4月に入り、暖かい季節になりました。外を散歩する方が増えると思われませんが、散歩時のマナーを含め、今一度ペットの飼育マナーについてご確認ください。

- 犬の散歩時には、しっかりとリードを着ける、**フンを入れる袋を持って散歩をする。**
- 屋外飼育の場合は、体格に合ったサイズの小屋を設置し、リードなどでつなぐ。
- 屋内飼育の場合は、外に逃げ出さないように十分注意する。

※野良犬、野良猫にはエサを与えない。

これらのマナーを守っていただくことで、地域のみなさんが安全・安心に暮らすことができます。

食品ロスを考えよう

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品や鮮度低下による腐敗・カビの発生により廃棄されてしまう食品のことです。日本の食品ロスは年間で522万t、一人当たりでは約41kgにもなり、これは毎日生卵2個が捨てられているのと同じ量になります。

その原因はさまざまですが、本町には食品販売店や飲食店などが少ないこと、各家庭でできるだけごみを出さないという意識が高いことから、食品ロスは全国平均よりもかなり少ない状況です。

コロナウイルス感染予防対策の規制が緩和され、会食や宴会等が増えると思いますが、「3010運動」の呼びかけをして食品ロスを減らす心掛けをしましょう。

※3010（さんまるいちまる）運動は、宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーンです。乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛けることから「3010運動」と名付けられました。

令和5年度 狂犬病予防注射と畜犬登録のお知らせ

犬を飼っている方は、その犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが義務づけられています（狂犬病予防法）。

令和5年度の狂犬病予防注射および畜犬登録を右記のとおり実施します。犬を飼っている方は、最寄りの会場まで犬を連れてくるようお願いいたします。

※状況により時間が遅れる場合があります。

なお、都合により最寄りの会場に行くことができない場合は、他の会場でも受付できますので、必ず予防注射と登録を行うようお願いいたします。登録をされている方には、ハガキで案内をしますのでご確認ください。

また、犬の死亡、飼い主の住所・氏名が変わったなど登録事項が変更になったときは、届け出をお願いします。

※犬の体調が心配な方は獣医師に相談してください。獣医師の判断で注射を猶予することもできます。

●登録料 1頭につき 3,000円
※登録は犬の生涯に1回です

●注射料 1頭につき 3,240円
※注射は毎年1回です

問い合わせ先 住民企画課 住民環境係
12番窓口 ☎77-8377

◆狂犬病予防注射実施日時

日程	時間	会場	対象自治会
4月15日(土)	午前8時15分～11時10分	戸別	達美、西達美、高台1・2、上美都、下美都、上里、豊永1
	午前11時30分～45分	旧活汲消防前	活汲中央
	午後1時～4時	戸別	東達美、上最上、下最上、チミケップ
4月16日(日)	午前8時15分～35分	青柳自動車横	豊永4
	午前8時40分～9時15分	水口電気店前	豊永2・3
	午前9時25分～10時	旧てん馬屋前	共和2・3・4
	午前10時10分～25分	佛願寺下駐車場	本町、西町、緑町3
	午前10時30分～50分	西町寿の家前	緑町2
	午前10時55分～11時5分	関谷宅前	緑町1、達美町
	午前11時10分～25分	スポーツ交流館横	東町、新町
	午前11時30分～50分	旭町寿の家前	幸町、柏町、旭町1・2・3
	午後1時～4時	戸別	高台町、活汲1・3、東岡、岩富
4月17日(月)	午前8時15分～9時40分	戸別	共和1、恩根1、恩根中央、相生2
	午前10時～10時10分	旧相生消防前	相生中央
	午前10時20分～11時50分	戸別	布川、大昭
	午後1時10分～4時	戸別	本岐第2、木樋、二又、沼沢、双葉

狂犬病はどんな病気？

狂犬病とは、狂犬病ウイルスというウイルスを媒介した感染症で、犬だけでなく人にもうつり、発症した場合、ほぼ100%死に至る恐ろしい病気です。日本では法律で犬の登録、予防注射などが定められ、徹底されていることから50年以上狂犬病の発生は確認されていませんが、海外では、アジア・アフリカ地域を中心に毎年5万人以上の方が狂犬病により亡くなっているといわれています。

日ごろから、飼い主一人ひとりが狂犬病に対して正しい知識を持ち、次の3つの義務を確実にすることが愛犬と家族の命を守るために大切なことです。

- ①お住いの市町村に飼い犬を登録すること
- ②飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること
- ③飼い犬に鑑札と注射済票を付けること



国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付可能

国民健康保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。

ご利用に必要なもの

- ①納付書
- ②スマートフォン
- ③決済アプリ

年金ミニ知識

戸籍年金係8番窓口 ☎77-8378

【スマホ決済の流れ】

- ①決済アプリをダウンロード
- ②氏名・生年月日等を登録
- ③納付書に記載されているバーコードを読み取る
- ④決済内容を確認
- ⑤パスワード入力

納付完了